

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第一条関係） ※公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（欠格事由）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三条の許可をし てはならない。</p> <p>一 許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日から五年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特 定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日 から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人で ある場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した 日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通 知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみな された日を含む。）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内 にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同 等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号 において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過し ないものを含む。）であるとき。</p> <p>三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者（許可を受 けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株 式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の 事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与え</p> | <p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受け ることができない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可 の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当 該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取 消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法 律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三 項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。） 前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わ ず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四 号において同じ。）であった者で当該取消しの日から二年を経過 しないものを含む。）</p> <p>〔新設〕</p> |

る関係にある者として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。）、許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

四 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の通知が到達した日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

五 許可を受けようとする者が、第六十条第四項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をい

〔新設〕

〔新設〕

う。)までの間に第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、許可を受けようとする者が、同号の聴聞の通知が到達した日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

七 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前各号(第三号を除く。)又は次号のいずれかに該当するものであるとき。

八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その役員のうちの前各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する者があるとき。

(許可の基準)

第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継

[新設]

三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの

四 法人であつて、その役員のうちの前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)

第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

として遂行するために適切な計画を有するものであること。

三 その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

四 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

(運送約款)

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。

- 一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

三 前号の運賃及び料金の收受に関する事項については、国土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分して收受する旨が明確に定められているものであること。

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業

三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

(運送約款)

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。

- 一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

〔新設〕

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業

者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めてい
る運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その
運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみ
なす。

(輸送の安全)

第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国
土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

一 事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯
する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他
の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠の
ために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動
車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用
自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項

二 事業用自動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の
安全性を確保するために必要な事項

2 5 〔略〕

(運行管理者資格者証)

第十九条 〔略〕

2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれ
かに該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わな
いことができる。

一 次条の規定により運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、そ
の日から五年を経過しない者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく

者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めてい
る運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その
運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみ
なす。

(輸送の安全)

第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役
その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必
要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車
の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設
の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の
設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必
要な措置を講じなければならない。

二 事業用自動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の
安全性を確保するために必要な事項

2 5 〔略〕

(運行管理者資格者証)

第十九条 〔略〕

2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれ
かに該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わな
いことができる。

一 次条の規定により運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、そ
の日から二年を経過しない者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく

処分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

3
〔略〕

(事業の適確な遂行)

第二十四条の四 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に
関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

一 事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び
管理に関する事項

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところに
より納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営
に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、輸送の安全に係る事項以外の事
項であつてその事業を適確に遂行するために必要なもの

2 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の基準を遵
守していないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に
対し、その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずること
ができる。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又
は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土
交通大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

処分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

3
〔略〕

〔新設〕

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又
は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通
大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第三十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当するに至ったとき。

（特定貨物自動車運送事業）

第三十五条 〔略〕

2 〔略〕

3 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なるものであること。

二 前号に掲げるもののほか、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を遂行するために適切な計画を有するものであること。

三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

第三十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（特定貨物自動車運送事業）

第三十五条 〔略〕

2 〔略〕

3 国土交通大臣は、その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なるものであると認めるときでなければ、第一項の許可をしてはならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

4・5 [略]

6 第九条、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二から第二十四條の四まで、第二十七條、第三十二條並びに第三十三條の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七條第五項及び第二十二條第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同條第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前條の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九條第二項中「第六條」とあるのは、「第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

7・8 [略]

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六條 [略]

2 第十五條、第十七條第一項から第四項まで、第二十三條、第二十四條の四、第二十五條第一項及び第三十三條(第一号に係る部分に限る。)の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七條第五項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四條の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三條中「第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第四項まで、第十八條第一項、第二十二條第二項若しくは第三項若しくは前條の規定又は安全管理規程」とあるのは「第三十六條第二項において準用する第十七條第一項か

4・5 [略]

6 第九条、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二から第二十四條の三まで、第二十七條、第三十二條並びに第三十三條の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七條第五項及び第二十二條第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同條第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前條の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九條第二項中「第六條」とあるのは、「第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

7・8 [略]

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六條 [略]

2 第十五條、第十七條第一項から第四項まで、第二十三條、第二十五條第一項及び第三十三條(第一号に係る部分に限る。)の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七條第五項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四條の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三條中「第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第四項まで、第十八條第一項、第二十二條第二項若しくは第三項若しくは前條の規定又は安全管理規程」とあるのは「第三十六條第二項において準用する第十七條第一項から第四項までの

ら第四項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができない」と読み替えるものとする。

3 3 5 [略]

(第二種貨物利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 [略]

2 [略]

3 第十五条、第十六条、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二から第二十四条の四まで、第三十三條(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十條第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三條又は第三十五條第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三條又は第三十五條第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなった者を除く。以下この項及び第三十九條において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十七條第五項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同條第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三條中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命

規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができない」と読み替えるものとする。

3 3 5 [略]

(第二種貨物利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 [略]

2 [略]

3 第十五条、第十六条、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十二條第二項及び第三項、第二十二條の二から第二十四条の三まで、第三十三條(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十條第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三條又は第三十五條第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三條又は第三十五條第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなった者を除く。以下この項及び第三十九條において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十七條第五項及び第二十二條第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同條第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四條の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三條中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命

じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

〔荷主の責務〕

第六十三条の二 荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

〔荷主への勧告〕

第六十四条 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が第十七条第一項から第四項まで（第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第二十条（第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は貨物自動車運送事業者が第三十三条第一号（第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当したことにより第三十三条（第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該貨物自動車運送事業者に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔荷主への勧告〕

第六十四条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が第十七条第一項から第四項まで（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第二十条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第三十三条第一号（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）に該当したことにより第三十三条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項、第十六条第三項若しくは第七項（これらの規定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十三条（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第二項（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項、第二十六条又は第三十四条第一項（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 六 〔略〕

七 第十六条第五項又は第十八条第三項（これらの規定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七の二 第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

八 第三十四条第三項（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

〔新設〕

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項、第十六条第三項若しくは第七項（これらの規定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十三条（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項、第二十六条又は第三十四条第一項（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 六 〔略〕

七 第十六条第五項又は第十八条第三項（これらの規定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

〔新設〕

八 第三十四条第三項（第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違

反した者

九〇十一 〔略〕

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一〇五 〔略〕

六 第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者

附 則

〔違反原因行為への対処〕

第一条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において「違反原因行為」という。）を荷主がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供することができる。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。

3 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請

反した者

九〇十一 〔略〕

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一〇五 〔略〕

六 第三十二条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規定に違反した者

附 則

〔新設〕

することができる。

4| 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第六十四条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

5| 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

6| 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第二項から第四項までの規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。

7| 国土交通大臣は、第二項から第四項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

○ 貨物自動車運送事業法（第二条関係）

※公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----------------------|
| <p>附則</p> <p>（標準的な運賃）</p> <p>第一条の三 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならない。</p> | <p>附則</p> <p>〔新設〕</p> |